



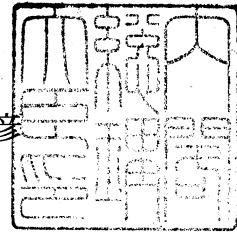
消安全第 36 - 2 号

平成 24 年 3 月 2 日

消費者委員会

委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦



食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項の変更について

標記について、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 21 条第 4 項の規定により準用する同法同条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」の改定案骨子

全般

- 食品安全に関わる行政機関として、その役割に即した書き振りで消費者庁を位置付ける。

前文

- 食品の安全性の確保に関する施策として、「消費者安全の確保」が重要であることを明記する。

第1 食品健康影響評価の実施（食品安全基本法第11条関係）

- ① 「1 基本的考え方」の（2）の「留意しなければならない」事項の「農林水産物の生産段階」において留意すべき要因に、「放射性物質」を加える。
- ② 「2 例外措置の具体的内容」について、食品安全委員会でこれまで蓄積された事例を踏まえ、記述内容を整理する。
- ③ 「3 食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等」について、
 - （ア）評価要請に必要な資料の提出時期及び提出主体について、考え方を整理する。
 - （イ）その他、食品健康影響評価の手順及び手法に係る記述について、所要の改定を行う。
- ④ 「4 委員会の行う勧告等」の（2）の食品安全委員会が意見を述べる関係行政機関に、消費者庁を加える。

第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（食品安全基本法第12条関係）

- 他の法律の規定に基づく措置を実施し得ない食品に起因する消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、必要があると認めるときは、消費者安全法に基づき措置を講ずることを記述する。

第3 情報及び意見の交換の促進（食品安全基本法第13条関係）

- 消費者庁の所掌事務としてリスクコミュニケーションについて関係行政機関の事務の調整を行うこととされたことを踏まえ、リスクコミュニケーション全体の把握と総合的な事務の調整を消費者庁が行うことを記述する。

第4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（食品安全基本法第14条関係）

- 緊急事態への対処における内閣府特命担当大臣（消費者）及び消

費者庁の司令塔としての役割を明確にするとともに、緊急対策本部については、内閣府特命担当大臣（消費者）が設置することとする。

第5 関係行政機関の相互の密接な連携（食品安全基本法第15条関係）

- 消費者庁を関係行政機関の一つに加える。

第6 試験研究の体制の整備（食品安全基本法第16条関係）

（改定すべき事項はない。）

第7 国の内外の情報の収集、整理及び活用法（食品安全基本法第17条関係）

- 情報提供に当たり、迅速かつ効果的な情報媒体を用いること、及び高齢者、子ども等消費者の特性に応じたものとするを記述する。

第8 表示制度の適切な運用の確保等（食品安全基本法第18条関係）

- ① 食品表示に関し、消費者の選択の機会を確保するため、各種の課題の検討を進め、結論を得たものから順次措置を講じたことを記述する。
- ② 食品表示の一元化についての課題を整理し、新しい表示制度の制定に向けた検討を行うことを記述する。
- ③ 食品表示に関して監視、指導及び取締りを行う省庁に、消費者庁を加える。

第9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等（食品安全基本法第19条関係）

- 消費者庁を関係行政機関の一つに加える。

第10 環境に及ぼす影響の配慮（食品安全基本法第20条関係）

（改定すべき事項はない。）

別表

- 別表を削除する。

その他

- その他、これまで各省が実施した施策を踏まえ、具体的な例示として記述している取組内容を現時点のものに改定する。